



銃砲刀剣類所持等 取締法（銃刀法）に関する

●銃刀法の目的「法第1条（趣旨）」

この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

●銃（猟銃・空気銃）の所持「法第3条」

銃は、所持の禁止を除外する場合として法に規定されている場合以外は、公安委員会の許可を得なければ「所持」できない。許可を得ず所持できる場合の例

- ①法令に基づき警察官、自衛官、海上保安官等が職務のため所持する場合
- ②国、地方公共団体の職員が、試験研究や猟銃講習会若しくは狩猟講習会の教材のため、または技能検定及び技能講習の用に供するため所持する場合
- ③射撃指導員が指定射撃場において射撃の指導のため、指導を受ける者が許可を受けて所持する銃を所持する場合
- ④教習射撃の指導または受講のため、教習射撃指導員または教習受講者が教習用備付け銃を所持する場合

- ⑤ 技能講習指導員が技能講習事務用に供する銃または技能講習受講者が許可を受けている銃を所持する場合
- ⑥ 射撃練習のためまたは射撃練習の指導若しくは助言のため、射撃練習を行える者または練習射撃指導員が練習用備付け銃を所持する場合
- ⑦ 教習射撃場または練習射撃場の設置者または管理者が、教習用備付け銃または練習用備付け銃を業務のため所持する場合
- ⑧ 猟銃等販売業者が、法に定める者から譲り受けた物または輸入した物を業務のため所持する場合
- ⑨ 猟銃等保管業者が、保管の委託を受けた獵銃等を基準に適合する方法で保管のため所持する場合
- ⑩ 年少射撃資格者が許可を受けた射撃指導員の指導の下で空気銃射撃競技の参加及び練習のために監督を受けて所持する場合

所持

=「携帯」+「運搬」+「保管」



「所持の概念」

■ 「所持」とは支配の意思をもって事實上銃を自己の支配しうるべき状態におくこと。従って「携帯」はもちろんのこと「運搬」や「保管」も含まれる。盗まれたり、滅失すると許可の対象物がなくなるので許可は失効する。

■「携帯」とは、所持者自身が手に持つか身体につける等直ちに使用できる状態で現に携えていること。

■「運搬」とは、所持者の支配下において物件の場所的移動を行うこと。車のトランクに入れて出猟や射撃場に行く場合は運搬であり、保管しているとはいえない。

●所持の年齢制限「法第5条」

狩猟目的の場合は、猟銃はもちろん空気銃であっても20歳に達しないと所持できない。射撃目的の場合は、猟銃は20歳、空気銃は18歳に達しないと所持できないが、(財)日本体育協会(日体協)の推薦「政令第11条」を得れば猟銃は18歳、年少射撃資格の認定「法第9条の13」を受けることで空気銃は14歳から所持できる。

●猟銃・空気銃の所持許可の申請ができる者「法第4条」

- ① 狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃、試験研究等法令に定める所持目的がある者でなければならない。鑑賞とか、コレクションとか、遺品だからといった理由では所持許可の申請は認められない。
- ② 猟銃等講習会「法第5条の3」を受講し、講習修了証明書の取得者であること。
- ③ 前項①～②を充たしている者は、空気銃の申請ができる。
- ④ 初めて猟銃を所持しようとする者は、射撃教習「法第9条の5」の教習修了証明書または技能検定「法第5条の4」の合格証明書のいずれかの交付を受けている者であること。
- ⑤ ライフル銃を所持して、狩猟または有害鳥獣駆除のためしようとする者は「法第5条の2 4項1号」、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ) 獣類の捕獲を職業とする者(生計をたてている者)
 - ロ) 農林水産業など事業に対する被害を防止するため必要とする者
 - ハ) 繼続して10年以上猟銃(ライフル銃以外の猟銃)の所持許可を受けている者
- ⑥ 標的射撃のためライフル銃を所持しようとする者「法第5条の2 4項2号」は、政令「政令第15条」で定めるライフル射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であると推薦された者であること。日本体育協会、実際には日

本ライフル射撃協会

- ⑦許可申請書を提出した日(許可の更新の場合は有効期間が満了する日)における年齢が満75歳以上の者は、内閣府令で定める認知機能検査「法第4条の3 1～2項」を受けなければならない。また、認知機能検査の結果が内閣府令で定める基準に該当する者に対し、公安委員会は指定した医師による「介護保険法」による認知症であるかについて診断書の提出を命ずることができる。

〔事前許可制〕

- 猟銃等は、所持許可を受けた者でなければ、これを譲り受けることができない建前であり、所持許可証の交付を受け、これを提示してはじめて猟銃等を譲り受けることができる。

〔1銃1許可制〕

- 所持許可は1銃1許可である。2丁同時に所持する場合には2許可が必要である。また共同で所持の許可を受けることはできない。

〔1人1許可証制〕

- 2丁目及びそれ以上を所持する場合には、すでに持っている許可証に新しい銃の許可に関する事項を記載することになっている。

●猟銃・空気銃の所持が許可されない場合「法第5条」

所持許可については、第一に持たせてもよい（悪用する危険性がない）人かどうか、第二に持たせてもよい銃であるかどうかの観点から、下記のような欠格事項がさだめられている。

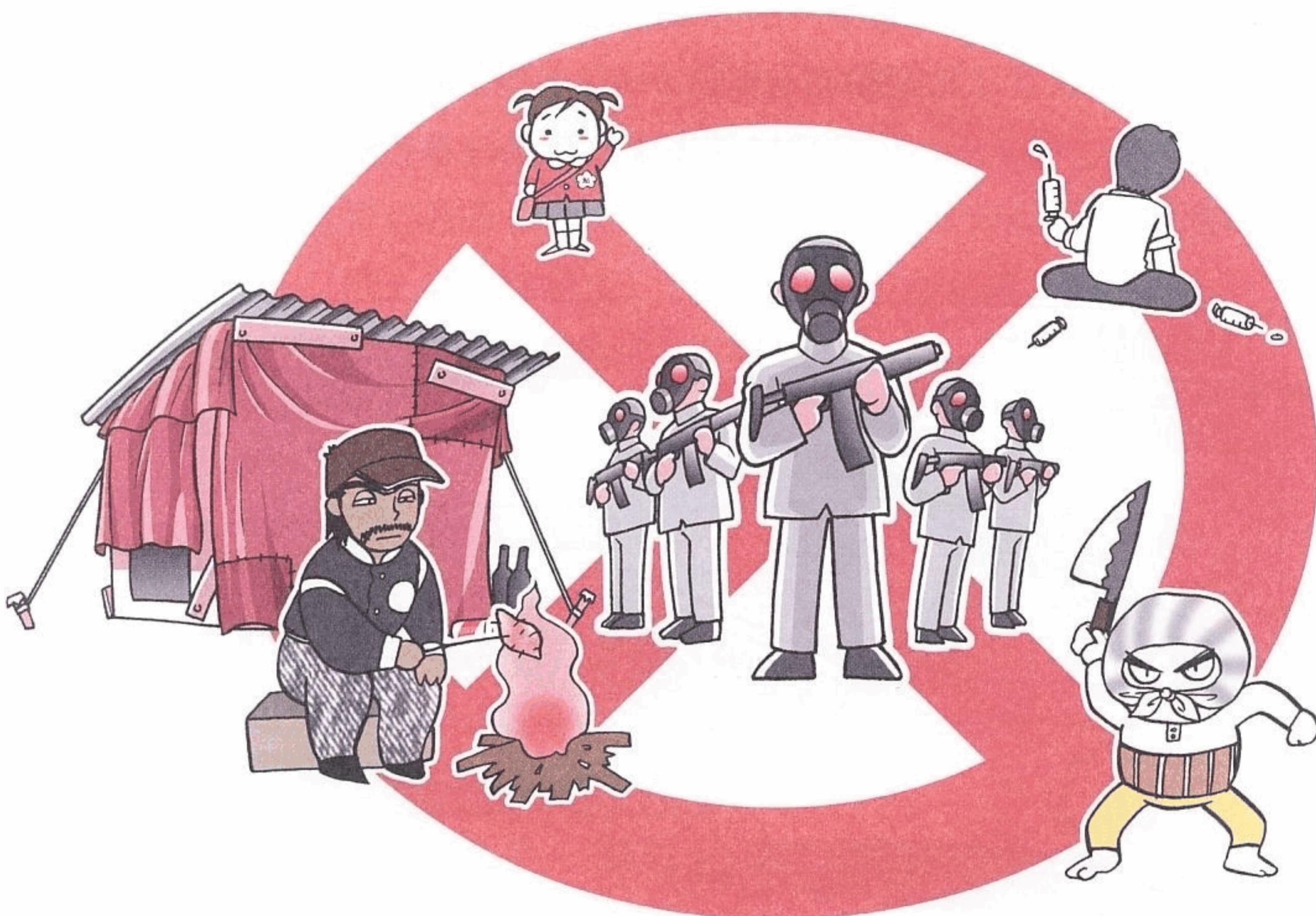
(1) 人的欠格事項

〈絶対的欠格事項（所持が許可されない）〉

- ①猟銃は20歳、空気銃は18歳にならないと持てない。ただし標的射撃については、日本体育協会の推薦を受けると特別に猟銃は18歳、空気銃は年少射撃資格の認定により14歳から所持許可を受けることができる。
- ②破産手続開始の決定を受けて復権をしていない者（法律で定める破産者）。
- ③精神障害若くわは発作による意識障害をもたらし、その他銃砲または刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼす恐れがある「政令第8条」で定める病気にか

かっている者または介護保険法に規定する認知症である者及びアルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤の中毒者。

- ④自己の行為の是非を判別し、その判別にしたがった行動能力がなくまたは著しく低い者。
- ⑤生活の本拠の定まっていない、いわゆる住居不定者。
- ⑥所持許可の取消し処分「銃刀法・火取法違反」を受け、取り消された日から起算して5年を経過していない者。
- ⑦所持許可の取消し処分（人の生命または身体を害する罪若しくは銃砲・刀剣類（刃渡り6センチを越える刃物）・準空気銃を使用した凶悪な罪で死刑または無期若しくは3年以上の懲役若しくは金庫禁錮に限る「法第5条の2 2項2～3号」で「政令第12条 1～2項」で定める罪等に当る違法な行為）を受け、取り消された日から起算して10年を経過していない者。
- ⑧所持許可の取消し処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日以後その処分が決定されるまでの間に関係の銃を譲渡した者で、所持しないこととなった日から起算して5年、若しくは前7項に該当する場合は10年を経過していない者。
- ⑨年少射撃資格の認定を取消しされた日から起算して5年若しくは前7項に該当する場合は10年を経過していない者。
- ⑩禁錮以上の刑を受け、その刑の執行を終わりまたは執行を受けなくなった日から起算して5年を経過していない者。
- ⑪銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定やこれらの処分に違反しまたは銃砲所持許可で許可される猟銃用火薬類、「火取法第50条の2 1項」の規定適用を受ける火薬類については火取法に基づく命令の規定や処分に違反して罰金刑に処せられその刑の執行が終わりまたは執行を受けなくなった日から起算して5年を経過していない者。
- ⑫生命または身体を害する罪、若しくは銃砲・刀剣類（刃渡り6センチを越える刃物）・準空気銃を使用した凶悪な罪（法第5条の2 2項2～3号で「政令第12条1～2項」で定める罪等に当る違法な行為）で罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わりまたは執行を受けなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- ⑬前項12に該当する違法な行為で死刑または無期若しくは3年以上の懲役若し



くは禁錮に当る違法な行為をした日から起算して10年を経過しない者。

- ⑭ストーカー行為「ストーカー行為等の規制等の法律」の規定による警告または命令を受けた日または配偶者への暴力行為「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過しない者。
- ⑮集団的にまたは常習的に暴力的不法行為その他国家公安委員会規則で定める違法行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者。
- ⑯他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害するまたは自殺するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者。
- ⑰許可申請の関係書類中に、重要な事項について虚偽の記載をし若しくは重要な事実を記載しなかった者。
- ⑱75歳以上の者におこなう認知症検査を受けないまたは検査命令(公安委員会が医師を指定する)に応じない者。
- ⑲銃砲を所持しようとする者の銃砲保管設備が「規則第84条」の保管設備及び基準を満たさない場合。ただし猟銃等保管業者に委託する場合にはこの限りではない。

〈相対的欠格事項(所持を許可されない場合がある)〉

- ①同居の親族(配偶者は婚姻届の有無にかかわらず)、のうちで絶対的欠格事項の③、④、⑯、⑰、⑱、の各項に該当する者がいるときは、許可をしないことができる。



(2) 銃の欠格事項(構造や機能が基準に適合しなければ許可されない)

「法第5条 3項」「政令第9条」「規則第19条」

- ①ステッキ銃などの変装銃は許可にならない。

- ②銃砲に亀裂、閉鎖不完全、逆鉤不確実など危害を生じる欠陥がある銃は許可にならない。

- ③連続自動撃発式の銃は許可にならない。いわゆる機関銃のこと
- で、通常、自動銃またはオートと呼ばれている自動装てん式の銃はこれに該当しない。

- ④ 6発以上(ライフル銃以外の猟銃にあっては3発以上)の充てんができる弾

	猟銃		空気銃
	ライフル銃	ライフル銃以外の猟銃	
一般の銃	10.5mm 12番	12.0mm 8番	8mm
もっぱら、とど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲の用途に供する銃			

	猟銃	空気銃
銃の全長	93.9cm	79.9cm
銃身長	48.8cm	

倉のある銃は許可にならない（弾倉5発、薬室1発計6発、ライフル銃以外の猟銃では弾倉2発、薬室1発計3発までの銃はよい）。

⑤口径の長さが表の長さを超える銃は許可にならない。

上段は一般に許可になる上限であり、下段「国家公安委員会規則第10号」は特別な用途での（例えば散弾銃で）8番まで許可される上限である。これを超える口径のものは認められない。

長さの計測方法

銃身

1. 銃身と機関部が通常分離できる銃

簡単に取り外すことが出来る部品（交換チョーク類）などを除外した銃口先端から薬室後端までの長さ。

2. 銃身と機関部が通常分離できない銃

銃口先端からボルトや遊底を閉鎖したときの包底面まで（銃身内部で計測する）の長さ。

銃の全長

銃床の床尾板やレコイルパット等を除外した銃口先端から銃床後端までの長さ。

⑥銃の全長及び銃身長が別表以下の短い銃は許可されない。

銃の全長及び銃身長は、表の長さを超えるものでなければならない。

⑦消音装置（減音効果をあげるためのもの）のある銃は許可されない。パタン調整とか反動防止を目的としたポリチョークとかカツツコンペニセーターは構わない。

●所持許可の申請手続き順序「法第4条の2」

(1) 猟銃等講習会「法第5条の3」

所持許可または所持許可の更新を申請しようとする者は、まず公安委員会が開催する「猟銃等講習会」を受け、講習修了証明書を入手すること。有効期限は交付の日から3年である。したがって3年以内に所持許可を取得しないと失効し受け直しなければならなくなる。この証明書は、所持許可または所持許可更新の申請のほか、教習資格認定申請または技能検定申請の際にも提示することになっている。

銃砲所持の方法



獵銃等講習会



申し込み

申し込み書 2通
印かん
写 真 2枚
受講料



銃は20才から

狩猟目的 ● 空気銃 20才から
● その他銃 20才から
射撃目的 ● 空気銃 18才から
● 年少射撃資格認定制度
(14才以上)
● その他銃 20才から
(日本協推薦18才から)

銃購入
3ヶ月以内 → 確認
14日以内 → 使用

空気銃所持許可証

講習終了証明書
(三ヵ年有効)

技能検定通知書又は
教習資格認定通知書

射撃教習申込み(射撃場)
射撃教習申込書
教習資格認定証提示
受講料
実包・標的代別

教習受講申請書類

講習修了証明書
教習資格認定申請書(2通)
同居親族書(2通)
欠格用件誓約書
非破産者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し各(2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版 縦3.6cm×横2.4cm)2枚
印かん

弾購入申請書類

獵銃用火薬類譲受許可申請書2通
技能検定通知書又は
教習資格認定書提示

技能検定

日時・場所は技能検定
通知書で指定
検定料
実包・標的代別

技能検定申請書類

講習修了証明書
技能検定申請書(2通)
同居親族書(2通)
欠格用件誓約書
非破産者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し各(2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版 縦3.6cm×横2.4cm)2枚
印かん





銃砲所持許可申請書類

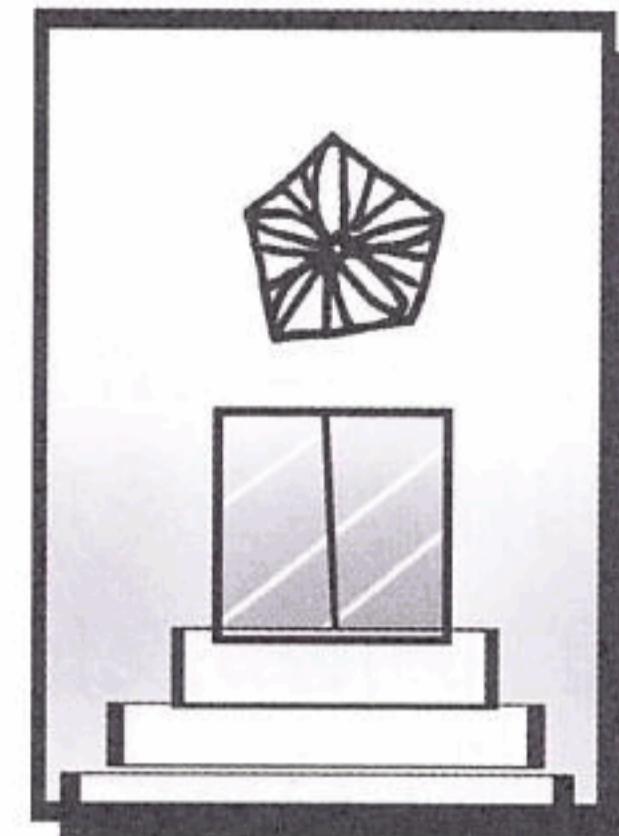
講習修了証明書
銃砲所持許可申請書(2通)
譲渡承諾書(2通)
技能検定又教習終了証明書
同居親族書(2通)
欠格用件誓約書
非破産者証明書
医師の診断書
戸籍抄本及び住民票の写し(各2通)
経歴書(2通)
写真(ライカ版)2枚
印かん

戸籍抄本及び住民票の写しと経歴書については、既に提出したものと内容に変更がないときは省略することができる。

(ライフル銃申請の場合)
射撃用の場合 - 日本ライフル射撃協会の推薦が必要。
狩猟用の場合(大口径ライフル銃)
- 獵銃の10年間の経験が必要。

獵銃等講習会の申し込み
技能検定・射撃教習申請
銃砲の所持許可申請
譲受銃の確認
装弾の購入申請
技能講習申請

は警察へ!



* 申請書類の提出枚数は地域により多少異なります。



射撃練習制度の概要

次の人は、公安委員会の指定を受けた「練習射撃場」で射撃場の練習用備付け銃で射撃練習ができる。

* 練習したい銃と同種の銃の所持許可証の交付を受けている者

* 教習修了証明書の交付を受けた者で「練習資格認定証」の交付を受けた者(ただし教習修了証明書の有効期間内)

射撃練習は、購入する獵銃の選定のため又は射撃技能の維持向上のために認められたものである。

[空気銃（含ガス圧銃）の申請]

■空気銃及び圧縮ガス式銃は、後述の(2)の射撃教習または技能検定を受けずに許可申請ができる。

(2) 射撃教習「法第9条の5」(技能検定「法第5条の4」について省略)

射撃教習は教習資格認定書(有効期間は3ヶ月)を交付された者が、射撃場で、教習用備付け銃を用いて、教習射撃指導員より受ける講習であり、合格すると教習修了証明書が交付される。「教習修了証明書」の有効期間は1年なので、この間に銃の所持に至らなかった場合は取り直しをしなければならなくなる。

(3) 技能講習「法第5条の5」

現に所持しているライフル銃・ライフル銃以外の猟銃(空気銃は除く)の許可の更新またはやむを得ない事情で許可の更新が出来なかった者が猟銃を所持しようとする場合及び所持銃を追加する場合、所持者は都道府県公安委員会が指定する射撃場で行う「猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習」を受講し「技能講習修了証明書」を申請時に提示しなければならない(有効期限は交付の日から3年間)。

技能講習は公安委員会から講習を受講できる者に対し、あらかじめ実施日時・場所その他必要事項が通知される。講習内容は「公安委員会規則第10号」で定められ、所持銃を使用して、正しい取り扱いや操作について及びライフル銃は固定標的・ライフル銃以外の猟銃（散弾銃若しくは銃身の1/2以下のライフリング付銃）はクレー標的または固定標的で実射を行う。取り扱い及び実射は共に講習基準を満たさなければならない。

なお、当講習修了証明書の記載事項に変更が生じた場合には証明書の書き換えまたは亡失、盗難、滅失した場合は再交付の届出を公安委員会にする。

[技能講習とその内容]

講習内容は猟銃の所持者が許可されている猟銃（ライフル銃及びライフル銃以外猟銃（散弾銃））を安全確実に取扱い及び射撃の習熟を確認するために行われ修了基準を満たした者は技能講習修了書が交付されます。

※本文はライフル銃と散弾銃を併記しています、ご自信の受講対象となる項目を確認し事前に射撃場等で十分に練習をしてください。

[講習会での修了基準]

- 1 : 銃口の方向 「発射するとき以外、常に心掛ける銃口の方向」
- 2 : 引鉄を引く指の位置 「発射する時以外は用心鉄に指を入れない」
- 3 : 暴発 「不用意若しくは銃器故障」で暴発した時の対処の仕方
- 4 : 機関部の開放 「発射する時以外は必ず薬室部は開放する」
- 5 : 発射の時以外は銃に実包を装填しない 「例・射台を移動する時」
- 6-1: 銃を取り落とした 「銃を手にするまたは移動する場合の確実な銃の持ち方」
- 6-2: 実包を装填した銃を取り落とした 「射台で何かの拍子でまたは発射時の反動で」
- 6-3: 銃の転倒 「銃架または立てかけた時または不安定な置き方で転倒させる」
- 7 : 実包装填 (薬室・弾倉等) の有無確認 「銃を分解する時または銃を手にした時若しくは渡す時、必ず実包が装填されていない事を確認する」
- 8 : 安全点検 (銃の分解)
- 8-1: 銃の分解は装填弾の有無確認後に始める (ボルトが着脱出来る銃はボルトを抜き取る)
- 9 : 安全点検 (銃の組立て)
- 9-1: 銃身部 「腔内または薬室部分」及び「銃身外部の異常の有無」
- 9-2: 安全器 「安全器をスライドさせ作動を確認」
- 9-3: 引鉄 「引鉄を引き、動きに異常がないか確認」
- 9-4: 先台 「銃に取り付けた時、ガタの確認」
- 9-5-1: 銃の接合部 「銃を組立てた時、薬室の閉鎖確認」
- 9-5-2: 銃の接合部 「ボルト式銃では挿入したボルトの作動確認」
- 9-6: 分解・組み立て不良 「組立てた銃の各部分のガタやアタリの有無確認」
- 10 : 射台以外の実包装填について 「射台を移動する時は必ず実包は銃から抜き取る」
- 11-1: 不発弾の処置 「不発が発生した時の銃口の方向と対処の仕方」
- 11-2: 実包の取り扱い 「射台に置き忘れや携行した実包の管理の仕方」
- 12-1: 射撃姿勢 「据銃した時の姿勢」
- 12-2: 発射時機 「標的にに対する引鉄を引くタイミング」
- 12-3-1: 発射方向 「動 (クレー) 標的では引鉄を引く時の銃身の標的に対す

る方向】

12-3-2：発射方向「静（ライフル銃用）標的は除く」

13：実射「動標的若しくは静標的（22口径以外の銃）」

13-1：動標的 ト ラ ッ プ 射 撃 25発中 2発の命中

13-2：動標的 ス キ ート 射 撃 25発中 3発の命中

13-3：静標的 立 射 20発中25点以上を得点

13-4：静標的 膝 射 20発中40点以上を得点

13-5：静標的 伏 射 20発中60点以上を得点

1種類を選択する

(4) 銃の所持許可申請「法第4条の2」

猟銃等講習会の「講習修了証明書」と「教習修了証明書」または「技能検定合格証明書」がそろうと、「銃砲所持許可申請書」の他に「同居親族書」「欠格用件に該当しない誓約書」「破産者に該当しない市町村長の証明書」「精神保険指定医または公安委員会が認める医師の診断書」、「写真」「戸籍抄本」及び「住民票の写し」「経歴書」（職歴・住所歴・銃所持歴・犯歴・病歴）、「譲渡承諾書」等を準備して申請する。

(5) 所持許可証の交付「法第7条1項」及び確認「法第4条の4」

許可が決定すると「許可証」が交付される。この許可証を銃の譲渡者に提示して銃を受け取り所持する。この段階では許可証はまだ完全なものではないので使用はできない。

銃を所持してから14日以内に許可を受けた警察署に許可証と共に銃を持参し、公安委員会の確認を受け確認の押印をもらってはじめて許可証は完全なものとなる。

種々の場合における申請書に添付する書類は別表の通りとなる。

●許可証の再交付及び書換え「法第7条2項」

所持許可証に記載されている事項に変更を生じた場合、亡失、盗難、滅失した場合は書換えまたは再交付の申請をしなければならない。

銃所持許可(新規)申請書類一覧表

受けようとする許可	許可を受けようとする者	申請書類及び提示する書類	銃砲所持許可申請書	譲渡承諾書	同居親族	欠格な用件に該当しない書	破産町村に該当しない書	精神会保が健認指める医師又は公安委員会の診断書	申請人の写真一枚	戸住籍民抄票本の及写	獵講習等修了講習証明書	検教習修了明証書	技能講習修了証明書	銃砲所持許可証	や明らかなにしない事情書類	使用実績報告書	経歴書
			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
獵銃の所持許可を受けている者	現に獵銃の許可を受けている者	合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していない者	○	○	○	○	○				○	○		○			○
	現に受けている獵銃と同じ種類の獵銃の許可を受けようとする者	現に受けている獵銃と同じ種類の獵銃の許可を受けようとする者	○	○	○	○	○				○	○	○	○			○
所持許可	現に受けている空気銃の許可を	やむを得ない事情により獵銃の許可の更新を受けられなかった者(注/1)	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○
	現に受けている空気銃の許可を	合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していない者	○	○	○	○	○				○	○	○				○
所持許可	現に受けている空気銃の許可を	やむを得ない事情により獵銃の許可の更新を受けられなかった者(注/1)	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○
	現に受けている空気銃の許可を	合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していない者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
空気持銃許可	現に受けている空気銃の許可を	やむを得ない事情により獵銃の許可の更新を受けられなかった者(注/2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現に受けている空気銃の許可を	現に獵銃又は空気銃の許可を受けている者	○	○	○	○	○				○		○	○			○
空気持銃許可	現に受けている空気銃の許可を	現に獵銃又は空気銃の許可を受けていない者	○	○	○	○	○				○						○

(注/1) やむを得ない事情 海外旅行、災害その他「政令14条」で定める事情

当該事情がやんだ日から1ヶ月を経過しない者。但し更新銃の技能講習修了証明書の有効期間3年を経過していない者の更新申請「法第5条の2第3項2号に該当する者」。

*更新申請の時点で、他に許可の期間が有効な獵銃若しくは空気銃を所持している者。

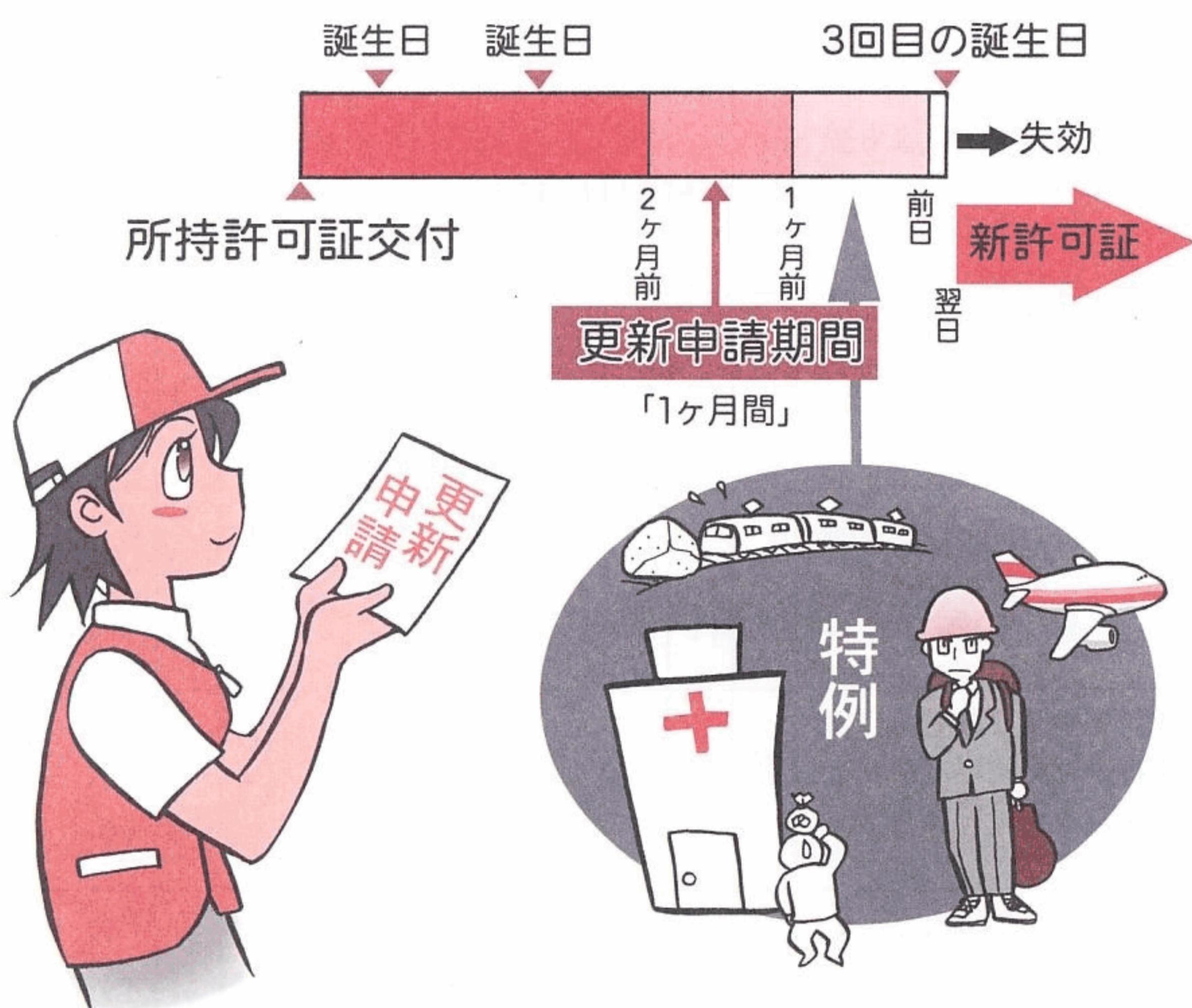
(注/2) 注/1同様の事情で更新申請をする者。

*更新申請に該当する獵銃若しくは空気銃しか所持していない者。

●所持許可の更新「法第7条の2～3」

銃の所持許可は、その人の第3回目の誕生日まで有効である。誕生日を過ぎると失効する。更新は3回目の誕生日の2ヶ月前から1ヶ月前（規則第35条）までの間の「更新申請期間」内に更新申請をしなければならない。

更新申請の際には、3回目の誕生日に有効である（申請時に有効であるのではない）猟銃等講習会の「講習修了証明書」及び空気銃以外の猟銃の更新は「技能講習修了証明書」をもっていないと申請ができないので、あわてることのないよう早目に経験者講習と「猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習」を受けておくこと。



[更新申請期間の特例] 「規則第35条後段」

■災害、病気その他やむを得ない理由で更新申請期間内に申請することができなかった者はその理由を明らかにした書類を添えて有効期間が満了する日の前日までに更新申請をすることができる。ただし、有効期間内の更新申請でなければならず、満了（失効）したらどのような場合でも更新はできない。従って許可の取り直しをしなければならない。

銃所持許可(更新)申請書類一覧表

更新申請をする る獣銃等	更新を受けようとする者	申請書類及び提示する書類	銃更	同居	欠し	破市	精神	申請人	使用	経	獣講	技能講習修了証明書	銃砲所持許可証
			砲新所持許可書	居親族書	格な用件に該当書	産町村長の当證明書	員会が健指定医又は公安委員会が認める医師の診断書	申請人の写真二枚	実績報告書	歴	や明らかなにした書類を類	講習修了証明者書	銃砲所持許可証
獣銃等の所持許可の更新	獣銃の更新申請	定められた期間内で更新申請をする者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		やむを得ない理由で有効期間満了日の前日までに更新申請をする者（注）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空気銃の更新申請	空気銃の更新申請	定められた期間内で更新申請をする者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		やむを得ない理由で有効期間満了日の前日までに更新申請をする者（注）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) やむを得ない理由 災害、病気その他「規則第35条」。

「講習修了証明書」と「技能講習修了証明書」の有効期間は交付の日から3ヶ年である。また、更新申請の際には必要書類を提出し、銃を提示する。更新時にはその銃の使用実績報告書を提出することになっている。

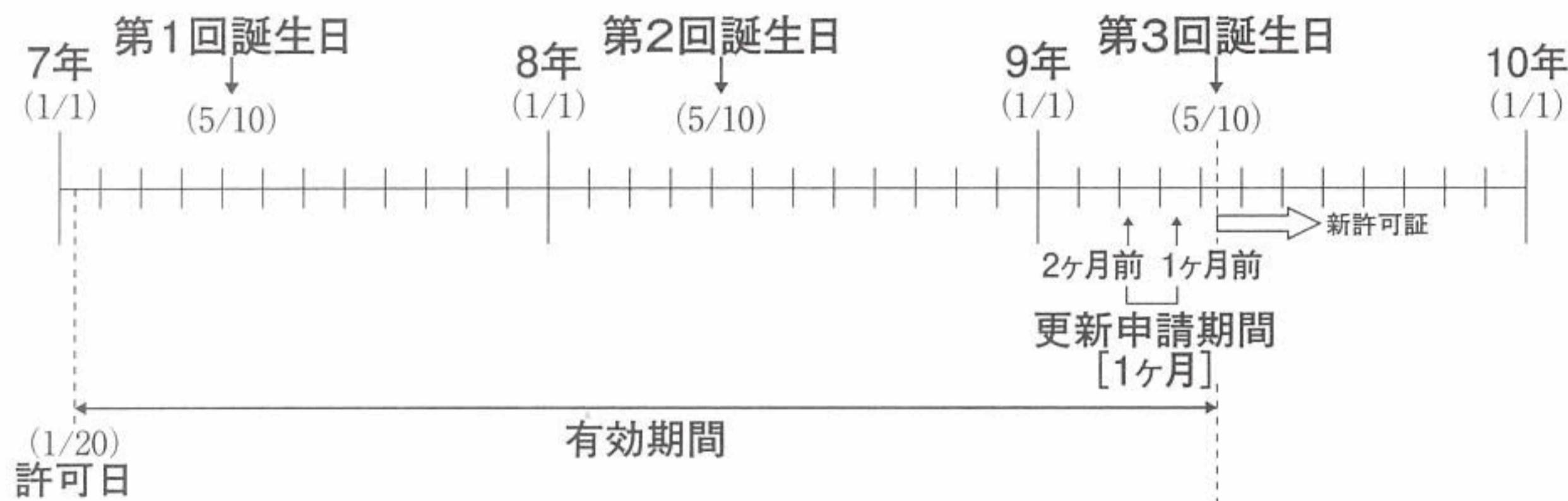
[やむを得ない事情で失効した許可の取り直し]

「法第5条の2 3項2号」「規則第36条」

■海外旅行、災害その他の政令「政令第14条」で定めるやむを得ない事情により、許可の更新を受けることができなかった者は当該事情がやんだ日から起算して1ヶ月を経過していなければ更新手続（当該許可を受けて所持していた獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して3年を経過していない者に限る）ができる。但し、所持していた許可証と引換えに新たな許可証が交付される。

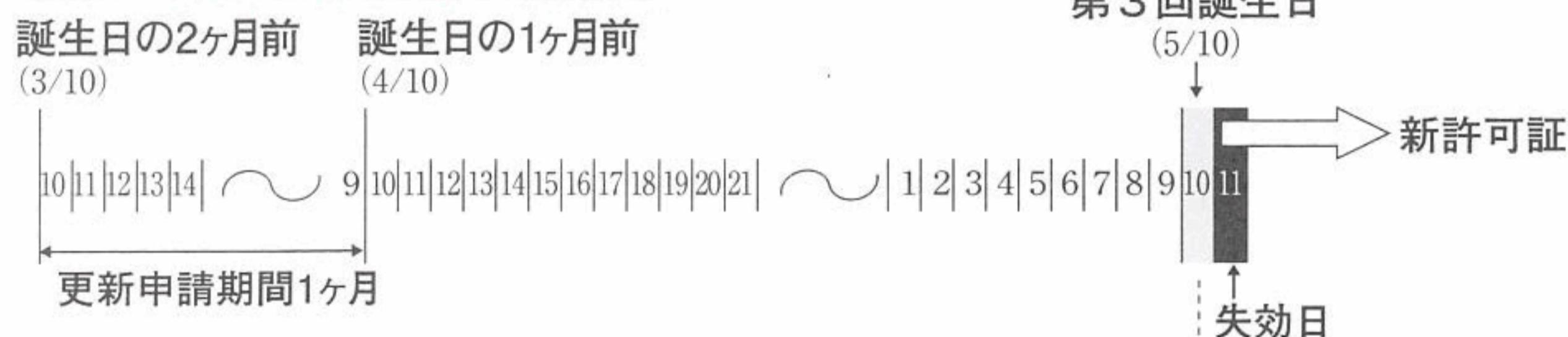
[図解] (例) 5月10日誕生日の人が、平成7年1月20日付で銃砲所持許可証の交付を受けた。

図1 この人の有効期間



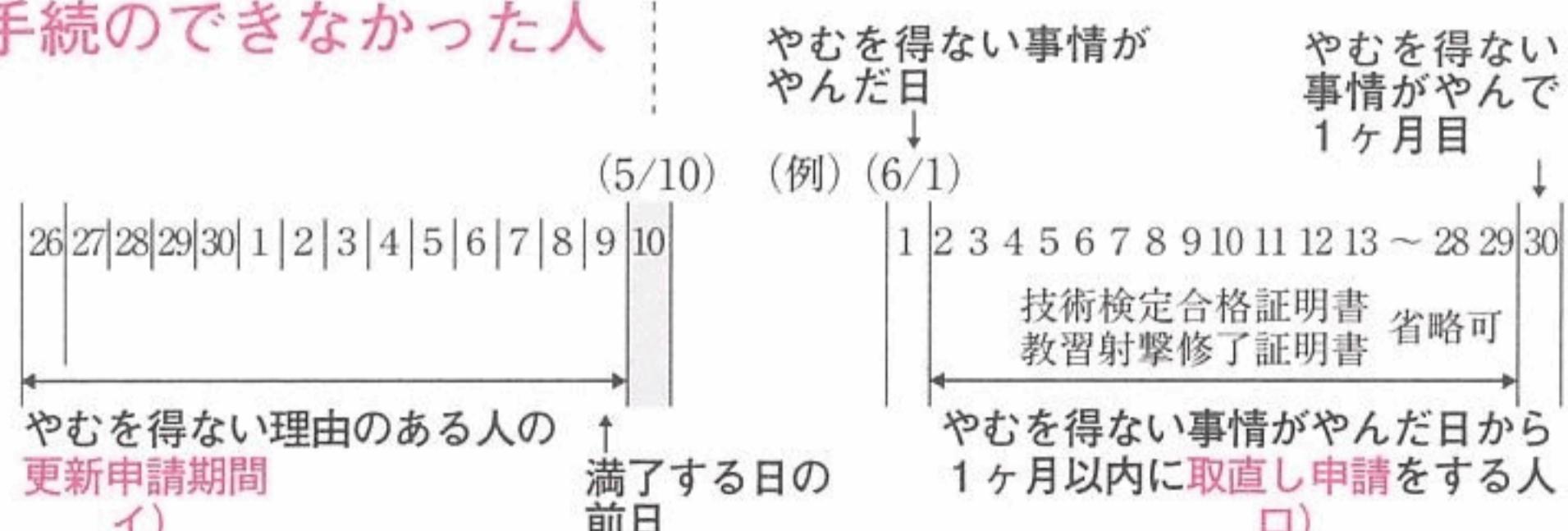
- ①この人の銃砲所持許可証の有効期間は平成9年5月10日までである。
- ②この人の失効日は平成9年5月11日である。

図2 この人の更新申請期間



- ③更新手続は平成9年3月10日から4月9日の更新申請期間中にしなければならない。その際5月10日に有効である「講習終了証明書」及び「技能講習修了証明書(空気銃の更新では不要)」を提示しなければならない。従って経験者講習会及び所持銃の操作及び射撃技能講習を早目に受けておくこと。(有効期間は共に3年間)

図3 やむを得ない理由で更新手続のできなかった人



イ) 更新申請

- ④災害病気等やむを得ない理由で更新手続のできなかった人は図示期間に申請できるが一度失効するともう更新できない。
(取り直しとなる)

ロ) 取直し申請

- ⑤法で定めるやむを得ない理由で更新できなかった人でその事情がやんだ日から1ヶ月以内の人は「合格証明書」(又は「教習修了証明書」)を添えないで許可申請(取直し申請)ができる。

使用実績報告書「法第13条後段」は猟銃または空気銃を実際に使用しているかの確認で（使用年月日・場所・用途・消費弾数・同行者等）を記載し併せて下記1～4項のいずれかを提示する。

- ①射撃場での猟銃用火薬類等譲受許可証の備考欄に消費確認印を押印または射撃場で実射確認印を受けたスコアカードを纏めたもの。
- ②出猟ごとに日時・場所・消費弾数・状況を記載した記録書。
- ③(社)日本クレー射撃協会の射撃大会参加証明書。
- ④(社)日本ライフル射撃協会の射撃大会参加証明書。

●許可の失効とその後の手続き「法第8条」

(1) 失効「法第8条1項」

下記に列挙の場合、許可は失効する。

- ①許可を受けた日から3ヶ月以内に銃を所持しなかった場合
- ②死亡した場合
- ③他人に譲渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととした場合
- ④亡失、盗難または滅失した場合
- ⑤法令に違反して銃の所持（改造も含む）、または正当な理由のない・携帯・運搬・発射による裁判での没収若しくは公安委員会から提出を命ぜられた場合
- ⑥日本体育協会等の推薦による猟銃の所持許可を受けた者または年少射撃資格の認定で許可を受けた者が推薦を取り消された場合
- ⑦年少射撃資格の認定で空気銃の射撃指導員の指定を解除された場合
- ⑧許可の期間が満了した場合（許可の更新手続を忘れた場合も含まれる）

(2) まつ消「法第8条3項」

許可が失効した場合（取消しを含む）は、速やかに住所地を管轄する公安委員会に許可証を返納しなければならない。ただし許可証に有効な他の銃に関する記載があるときは（1つの許可証に数丁の記載がある）、失効した銃に関する事項のまつ消を受けなければならない。

(3) 許可証の返納「法第8条4項」

許可証の返納は許可を受けた本人がするのが原則である。ただし本人死亡の場

合は、死亡届出義務者が死亡した事実を知った日から10日以内に返納しなければならない。

(4) 失効後の措置「法第8条」

許可が失効した場合、本人または相続により銃を取得した者は、失効の日から

失効の例



50日以内に $\left\{ \begin{array}{l} ① \text{自分が許可を受ける} \\ ② \text{譲渡する} \\ ③ \text{廃棄する} \end{array} \right\}$ のいずれかの措置をとらなければならない。

公安委員会は $\left\{ \begin{array}{l} ① \text{人の生命、身体若しくは財産に対する危険防止の必要があると認めるとき} \\ ② \text{50日以内に許可を取るか、譲渡するか、廃棄することをしなかった場合} \end{array} \right\}$

失効した銃の提出を命じ、これを仮領置する。

銃砲店に譲り渡したことにより失効した場合は、許可証を銃と共に銃砲店へ引き渡すことになっている。しかし、その許可証に失効していない銃の記載がある場合は速やかに公安委員会に届け出て該当項目のまっ消の手続を済ませなければならない。

●許可の取消「法第11条 1~6項」

銃刀法や政令規定に基づく処分に違反した場合や、新たに欠格条件が生じた場合は所持許可証が取り消される。使用する実包、空包について火取法上の違反を犯した場合も同じである。

また継続して3年以上許可を受けた用途に供していないと認められる場合には、取り消されることがある（ねむり銃と称している）。

仮領置「法第11条7項」

公安委員会は、「法第11条1~4項」までに規定する法令違反や人の生命・身体・財産に対する危険防止のために許可の取り消しまたは取り消し前にこの銃を仮領置できる。

〔譲渡〕

■譲り渡す相手が銃砲店「法第3条8項」の場合はいつでも譲り渡せるが、それ以外は相手が譲り受けようとする銃について、あらかじめ所持許可「法第4条」を受けていなければならない。

●所持に関する遵守事項「法第10条1～5項」

(1) 携帯・運搬の制限「法第10条1項」

銃は「狩猟」「有害鳥獣捕獲」「標的射撃」等の用途のため許可を受けたのであるから、正当な理由なしにみだりに携帯・運搬することは許されない。

(2) 発射の制限「法第10条2項」

猟銃等は、法に定められている場合以外の発射を認めていない。発射できるのは次の場合である。

- ① 狩猟または有害鳥獣捕獲の用途「法第10条2項1号」に供するために所持許可を受けた者が、鳥獣保護法の規定により銃猟をする場合（鳥獣保護法に違反する発射は、銃刀法の発射制限違反となる）。
- ② 狩猟、有害鳥獣捕獲または標的射撃の用途「法第10条2項2号」に供するために所持許可を受けた者が、指定射撃場において、その指定射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合。

(3) 安全措置「法第10条3～5項」

銃を発射する場合はあらかじめ周囲を確認し人の生命・身体・財産に危害を及ぼさないよう注意をする。携帯・運搬する場合は、銃におおいをかぶせるか容器に入れなければならない。銃を使用するとき以外は実包等を装てんしておいてはならない。

(4) 射撃技能の維持向上「法第10条の2」

狩猟のため許可を受けた者は狩猟期間ごとに、それぞれ使用を始める前に指定射撃場で射撃練習をおこなうよう努めなければならない。また標的射撃で許可を受けた者も危害の発生を予防するため銃の操作及び射撃技能を維持向上させるよう努めなければならない。

(5) 銃の構造及び機能の維持「法第10条の3」

許可を受けた銃は銃身や機関部に危害を発生するおそれの欠陥がなく、また構造や機能を法の要件に適合するよう維持しなければならない。

(6) 保管義務「法第10条の4 1～4項」

- ① 許可に係る銃は自ら保管（家族が銃を簡単に持ち出せる状態ではない）しな

ければならない。但し、公安委員会に届けを出した猟銃等保管業者「法第10条の8」に保管委託することが出来る。

- ②保管設備は、「規則第84条」で定める基準、金属製か同等の堅固な構造・銃専用の確実に施錠できる錠を備え・設備ごと簡単に持ち出せないものでなければならない。
- ③銃砲保管設備にはその銃に適合する実包等を共に保管してはならない。
- ④銃砲と適合する猟用火薬類等の保管について、所持許可を受けた者は、同一の建物（建物の区分所有等に関する法律）内で銃砲と適合する実包等を保管しないよう努めなければならない。
- ⑤帳簿の備え付け「法第10条の5の2」猟銃の許可を受けた者は、帳簿を備え、当該銃砲に適合する実包について（年月日・譲受数・製造数・譲渡し数・消費数・廃棄数等及び出入に係る事項「規則第88条」）を記載し最終記載から3年間保存しければならない。



公安委員会は、銃砲及び実包等の保管状況について必要な報告を求めることができる「法10条の6」。また猟銃（空気銃を除く）及び実包等については必要があると認めるときは、警察職員に保管の状況を調査するため保管設備や実包等の備え付け帳簿その他の物件に立入り検査をさせることができる。「必要と認めるとき」とは、盜難の防止やその他の危害予防、定期銃検査に応じない場合、必要な報告を求めても応じない場合、保管の状況をどうしても知らなければならないような場合等である。この条項で警察職員が立ち入る場合は犯罪捜査として認められたものでないため、あらかじめ用件を関係者に通告し、また身分証明書を提示しなければならない。

(7) 所持の制限「法第10条の7」「規則第19条」

〈消音器・着脱弾倉・短い替銃身〉

許可銃に取り付けて使用することができるもっぱら減音効果をあげるために製作された消音器、6発以上（散弾銃用は3発以上）充てんできる着脱式弾倉又は48.8cm以下の長さの替銃身を所持してはならない。

(8) 検査を受ける義務「法第13条」

公安委員会は、許可銃が適正に使用されているかまた所持されているかを調査する必要があると認めるときは、警察職員にあらかじめ日時、場所を指定して検査させることができる。いわゆる「銃検」といっているもので、年1回銃と許可証を持参して検査を受ける。

許可証の書換え、再交付、返納義務等を怠っていないかチェックされ、備え付け帳簿の提示や使用実績の報告を求められることがある。

(9) 事故届「法第23条の2」

許可銃を亡失し、または盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

(10) 取締り特別規定

① 許可証の携帯「法第24条」

許可銃を携帯や運搬する場合は、常に許可証または年少射撃資格認定証を携帯していかなければならない。警察官から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

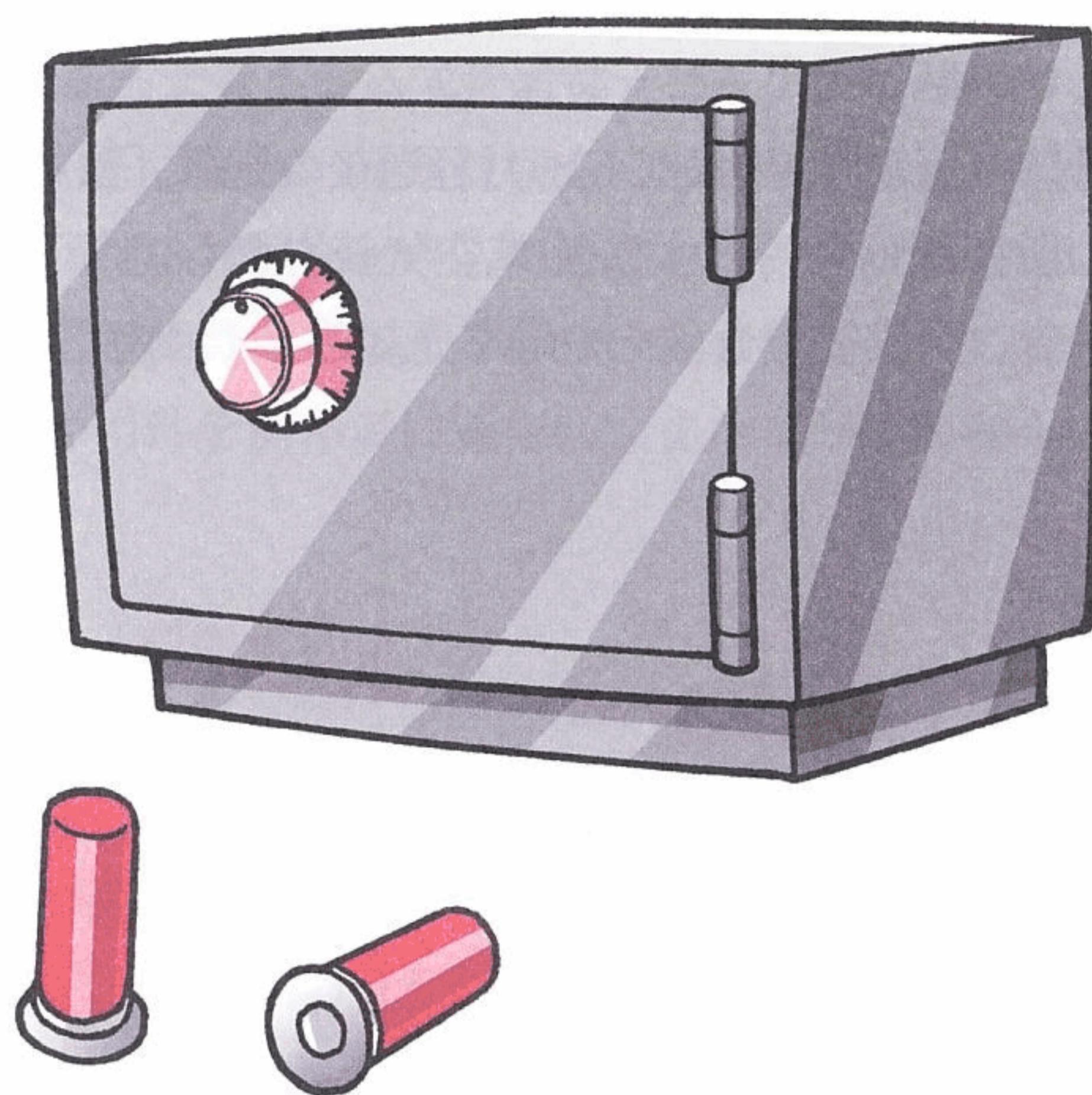
②一時保管「法第24条の2 1~6項」

警察官は、携帯・運搬者に異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、銃を提出させ一時保管することができる。期間は5日間である。

③銃の仮領置開始から6ヶ月経過後の処置「法第24条の2 7~8項」

所持許可を受けずに銃(準空気銃を含む)を所持した者が銃を仮領置された場合、公安委員会はその銃を売却若しくは廃棄することが出来る。

火薬類取締法(火取法)に 関連して



火取法での火薬類の定義「法第2条1～3項」

火薬類とは火薬、爆薬、火工品をいう。

● 猟銃用火薬類等

獵銃用の実包、銃用雷管及び発射薬等は「獵銃用火薬類等」と呼ぶ。すなわち実包、空包、銃用雷管、無煙火薬及び黒色獵銃用火薬の総称である。

産業用火薬類（ダイナマイトとか電気雷管など）の譲渡、譲受けの許可は知事がおこなう。

獵銃用火薬類等の特則「法第50条の2 1項」及び付帯する「獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第1条」で譲渡、譲受け等の許可は公安委員会がおこなう。また前記「府令第3条2項」は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」で取扱われる獵銃用火薬類等の事項も定められている。

●譲渡、譲受け

猟銃用火薬類等を譲り渡し、または譲り受けようとする者は、公安委員会の許可「府令第2～3条」を受けなければならない。ただし、法に定める特定の者については無許可で譲り渡し、または譲り受けることができる。

(1) 無許可譲受け「府令第4条」

無許可譲受けとは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき狩猟者登録証を受けた者または鳥獣捕獲の許可を受けた者が「法第17条第1項3号」の規定を受けて、登録または許可の有効期間内に別表数量までを無許可で譲り受けることができる制度である。

実 包	銃用雷管	無煙火薬と黒色猟用 火薬の合計
300 個以下	300 個以下	600 グラム以下

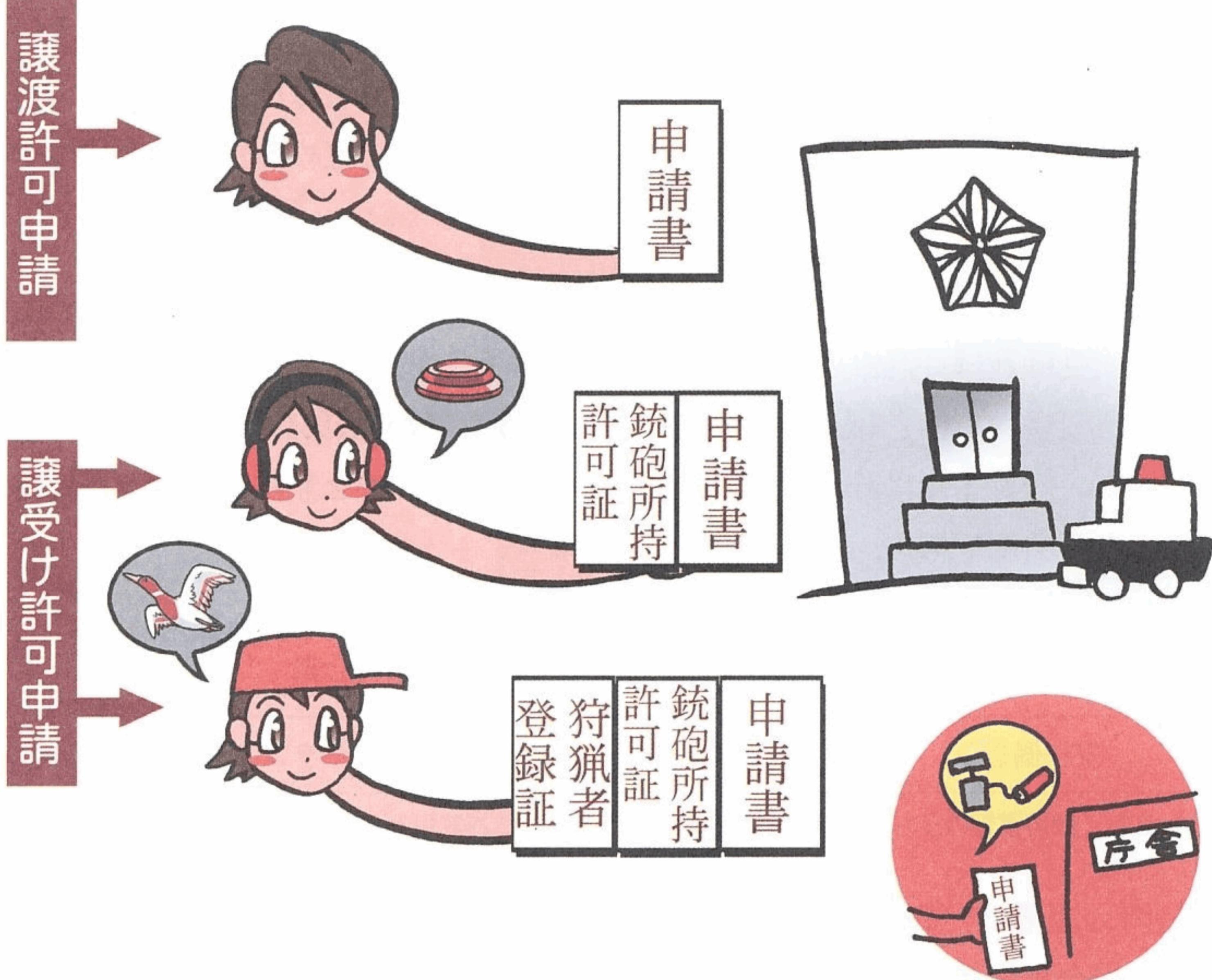
(注) 実包、銃用雷管のうちライフル銃用は50個以下とし、散弾銃用と合計して300個以下とする

(2) 譲渡、譲受けの許可申請での添付書類

譲渡の場合は申請書を住所地を管轄する警察署に提出すればよいが、譲受けについては申請書を提出し、射撃目的の場合は下記のいずれかを提出しなければならない。

- ①銃砲所持許可証
- ②技能検定通知書（技能検定を受けるため必要な実包の購入のため）
- ③教習資格認定証（射撃教習を受けるため必要な実包の購入のため）
- ④練習資格認定証（射撃練習をするために必要な実包の購入のため）
- ⑤銃の登録証（古式銃の所持は文化庁長官が銃の登録証を発行しているが、この銃に使う火薬の購入のため）
- ⑥標的射撃で1回目以降「譲受許可証」の交付を受ける場合は消費実績（射撃場の証明やスコアカード等）を提示する
- ⑦狩猟目的または鳥獣捕獲目的の場合は、銃砲所持許可証のほか、狩猟者登録証または鳥獣捕獲許可証を併せて提示しなければならない。

譲り受ける実包、空包はその銃に適合したものでなければならない（散弾銃所持者がライフル実包の許可申請はできない）。



許可の申請はやむを得ない場合のほか、申請人が行わなければならず、グループの代表が一括申請するようなことは許されない。許可証の有効期限は1年を超えない期間で、また、1回の申請数量は、その期間内の消費見込量や貯蔵数量などの事情により制限されることがある。

猟銃用火薬類を譲り渡し、または譲り受ける際には相手方に「譲渡許可証」または「譲受け許可証」を示して必要事項を記載してもらうことになっている。

譲渡・譲受け許可証記載事項のうち、住所、職業または氏名に変更があった場合には許可を申請した公安委員会に許可証の書換申請をしなければならない。他県に住所を変更した場合には郵送でもよい（銃の許可証の書換えでは郵送は不可）。

譲受け許可数量の全部を譲り受けたとき、有効期限が満了したとき、適合する銃を譲渡したときなど目的を失ったときは、速やかに交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

銃砲の所持許可証に併綴されている場合はまっ消してもらわなければならない。

通常1回の譲受け数量の限度は、自宅保管数量が800個以下「火取法 規則第15条」で



あり、できるだけ自宅に保管しないように必要量を譲り受けることが望ましい。

(3) 獣銃用火薬類無許可譲受票「法第17条1項3号」

狩猟者登録証または鳥獣捕獲(有害鳥獣捕獲等)の許可を受けている者の「獣銃用火薬類無許可譲受票」により譲り受けることができる。この譲受票の交付は、狩猟に関する事業を行う、環境大臣が指定した法人「鳥獣保護法第9条8項」が交付事務を行っている。獵友会に入っていない者もいるので例外的「府令第3条2項後段」に警察署長も行うことができる。

無許可譲受票は一狩猟期間若しくは鳥獣捕獲の許可期間につき1枚しか交付されず、紛失しても再交付は受けられない。

紛失後、実包を譲り受けたい場合または無許可譲受数量では不足する場合には、公安委員会へ火薬類譲受許可の申請をし、火薬類譲受許可証の発行を受ける。

無許可譲受票は、一狩猟期間又は鳥獣捕獲許可の期間満了後30日以内に、交付を受けた獵友会支部に返納するか、銃の所持許可証に併綴の場合はまっ消を受けなければならない。

●獵銃用火薬類等の所持・貯蔵「規則第15条1項表(8)」

- ①火薬類譲受許可証に基づいて譲り受けた者は、適法に獵銃用火薬類を所持することができる。
- ②狩猟者登録証または鳥獸捕獲許可証を受け、無許可譲受数量の範囲内で譲り受けた者は、適法に獵銃用火薬類を所持することができる。
- ③獵銃用火薬類は原則として火薬庫に貯蔵しなければならないが、下記数量の範囲内であれば自宅の安全な場所に堅固な設備に収納し、施錠をして保管「規則第16条5項」しなければならない。

実包と空包の合計	銃用雷管	火薬を装てんしない銃用雷管付薬きょう	無煙火薬と黒色獵銃用火薬の合計
800個	2,000個	無制限	5キログラム

●獵銃用火薬類の無許可製造数「規則第3条」

火薬類の製造は、製造業者でなければ製造できないが、次の場合に限り無許可で製造することができる。

- ①狩猟者登録を受けた者または鳥獸捕獲の許可を受けた者が、1日につき実包または空包の合計100個以下を造る場合
- ②射撃練習をする者が、1日につき実包または空包の合計100個以下を造る場合
- ③鳥獸の駆逐をする者が、1日に空包100個以下を造る場合（駆逐とは単に追い払うことであり、駆除とは捕獲したり追い払ったりすることである）

●獵銃用火薬類の運搬

火薬類を自動車等により運搬する場合には、積載及び運搬の方法など火取法に定め「火薬類の運搬に関する内閣府令」がある。

●火取法の規定ではないが、列車、バス、船舶、飛行機については下記規則がある。

- ①列車に乗る場合、「鉄道運輸規定(第23条)」では別表の通り決めている。

実包と空包の合計	銃用雷管と銃用雷管付薬きょうの合計	無煙火薬と黒色獵銃用火薬の合計
200個以内	400個以内	容器荷造りとも1キログラム以内

②バスに乗る場合、「旅客自動車運送事業運輸規則（第52条）」で、実包または空包50個以内と定めている。

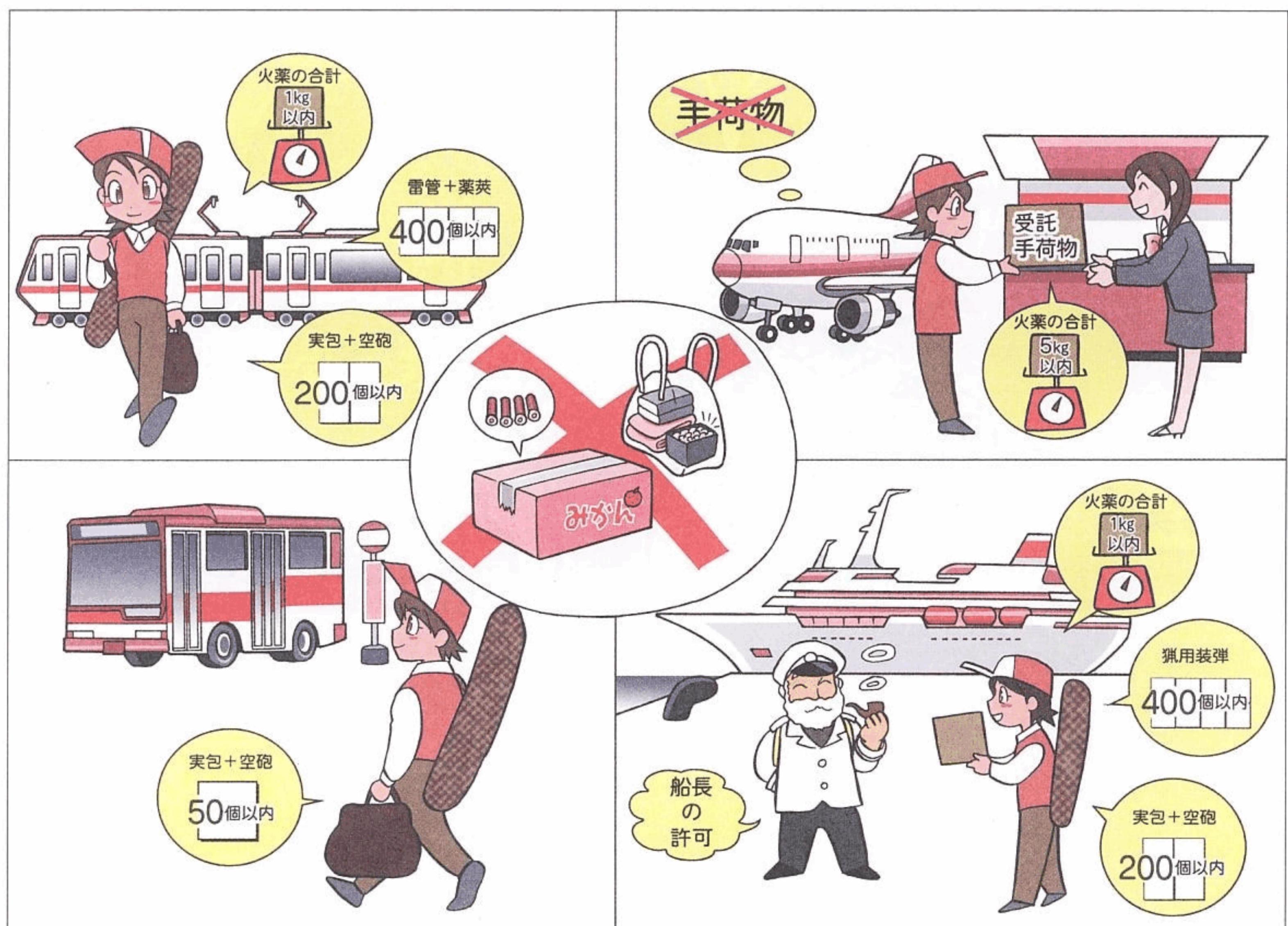
③船舶に乗る場合、「危険物船舶運送規則(告示 別表(9))」で別表の通り決めている。

無炸薬実包、装薬 薬きょうと空包の合計	獵用装弾	無煙火薬と黒色獵用 火薬の合計
200 個	400 個	1 キログラム

(注) 上記の持込みは船長の許可等を要する。

④飛行機に乗る場合、手廻り品として機内持込手荷物にはできないので受託手荷物（5kgまで）にすること。

■火薬類は他の物と混包したり他の物にみせかけて運搬してはならない。



●無許可消費数量「府令第12条」

消費許可を受けないで消費できる場合（無許可消費）は次の通りである。

- ①狩猟者登録または鳥獣捕獲許可を受けた者は、鳥獣の捕獲または駆除のために1日に実包と空包の合計100個以下を消費できる。
- ②銃の所持許可を受けた者（射撃教習または技能検定を受ける者及び練習射撃を行う者を含む）は、射撃練習のために1日に実包と空包の合計400個以下を消費できる。
- ③銃の所持許可を受けた者は、鳥獣の駆逐のために1日に空包100個以下を消費できる。

上記より多い数量を消費するときは、消費許可を受けなければならない。

一日の無許可消費可能数量



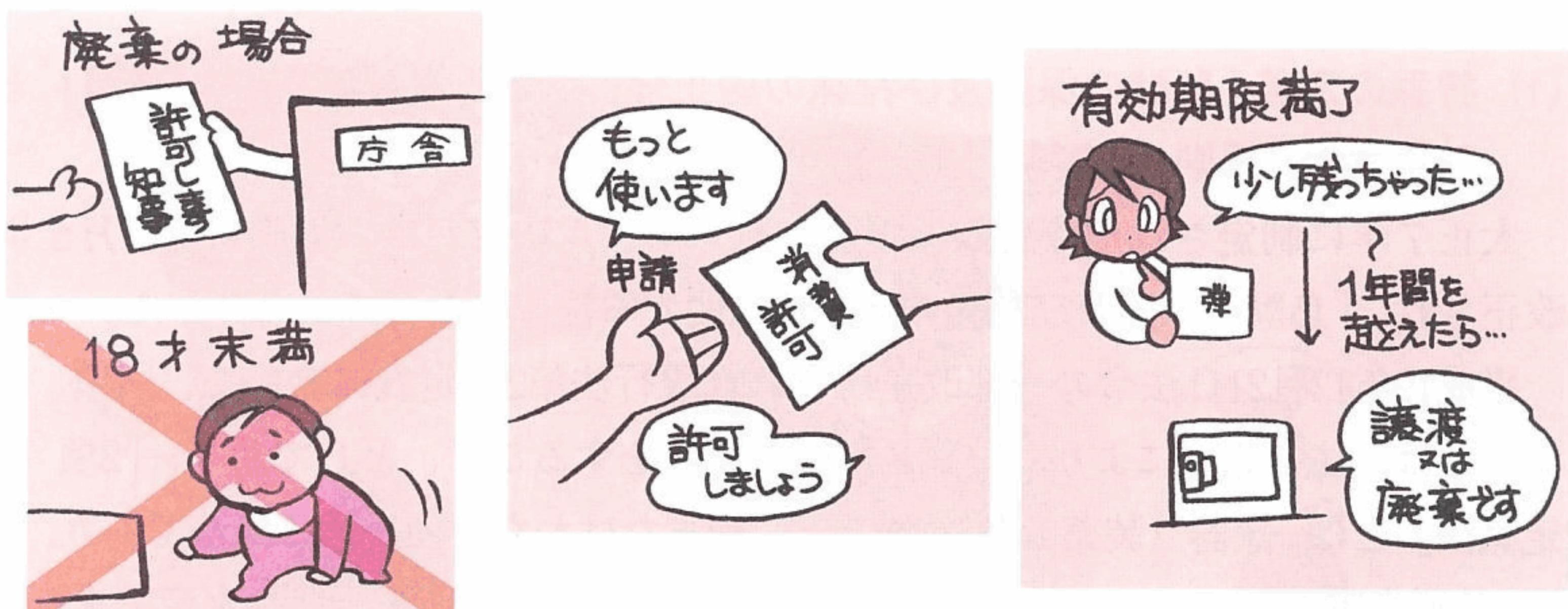
● 残火薬類の措置「法第22条」

鳥獣の捕獲や駆除または標的射撃で譲受した火薬類が不要となる（許可の取消しを含む）場合及び相続若しくは遺贈により取得した者が必要としなくなった場合には火薬類を遅滞なく譲渡または廃棄をする。狩猟者登録を受けた者が登録証の有効期限が満了した際の残火薬類は、満了の日から1年間は適法に所持できるが1年を経過したときは遅滞なく譲渡または廃棄をしなければならない。なるべく譲受けの時点で残火薬類を残さないような数量を譲り受けるよう心掛けるとともに、猟期終了後は猟友会等の主催する射撃会に参加するなどして残弾を自宅に残さないよう配慮することが望ましい。

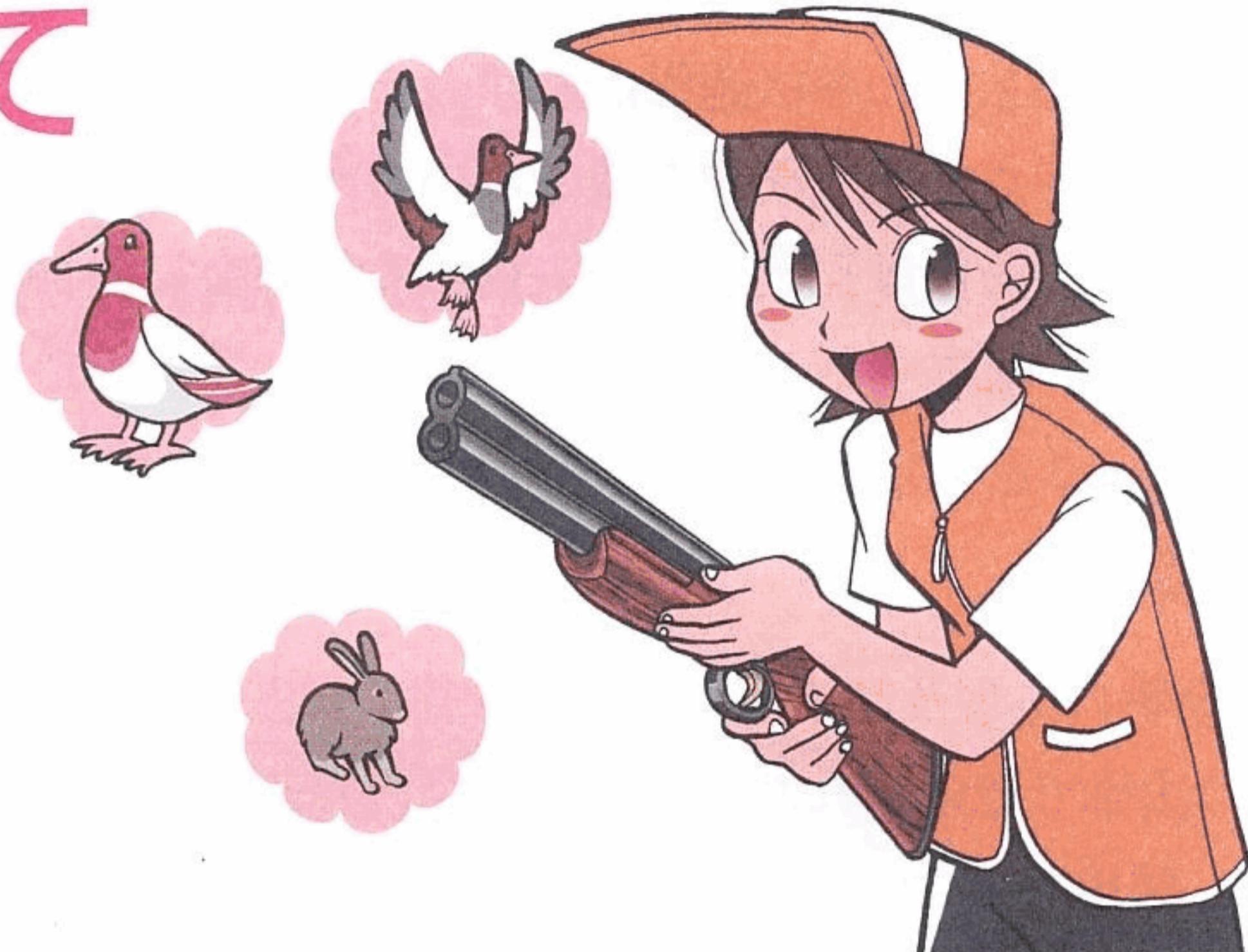
● 廃棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄

この法律で認定された認定販売店で廃棄手続ができる。但し廃棄できる火薬類は、イ 銃用雷管 □ 実包及び空包。



鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律(新鳥獣保護法) に関する連絡



● 狩猟免許及び登録等

(1) 狩猟の定義「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条 1～5項」と 狩猟鳥獣「規則 別表第1」

大正7年に制定された「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」は、平成14年7月全面改正され、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」として公布された。

平成19年12月21日法令の一部改正が行われ現行法第2条定義において、「4項 狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をすること、としており、「2項 法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃）、網またはわなを使用する猟法であり、「3項 狩猟鳥獣」とは、その肉や毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止する等の目的で捕獲や殺傷の対象となる「規則 第3条」で定める鳥獣としている、「5項 狩猟期間」とは毎年10月15日（北海道は9月15日）から翌年4月15日までの期間を捕獲等ができる期間とされている。但し狩猟鳥獣の保護等で、鳥獣の種類や捕獲数及び期間が「法令」等や都道府県知事により制限または緩和等が行われている。

日本の鳥獣は約600種であるが、このうち狩猟鳥類は29種、獣類は20種である（別表参照）。

(2) 狩猟免許試験「法第39条1項」

狩猟をしようとする者は、知事の行う狩猟免許試験（狩猟について必要な適性、技能及び知識に関する事項）に合格し、狩猟免許を受けなければならない。

(3) 狩猟免許「法第39条2～4項」

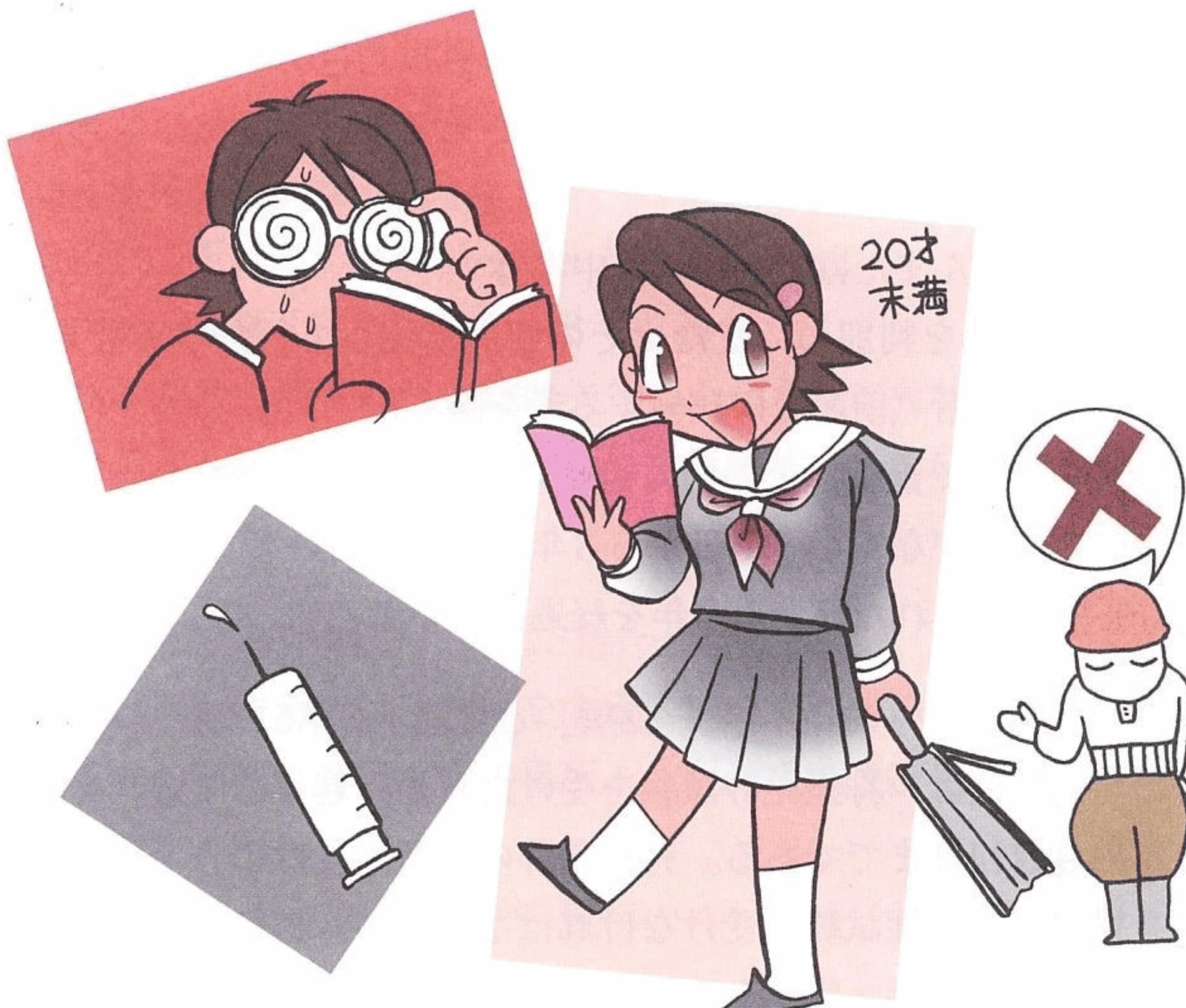
狩猟免許には、猟法の種類に応じ別表の3種類がある。

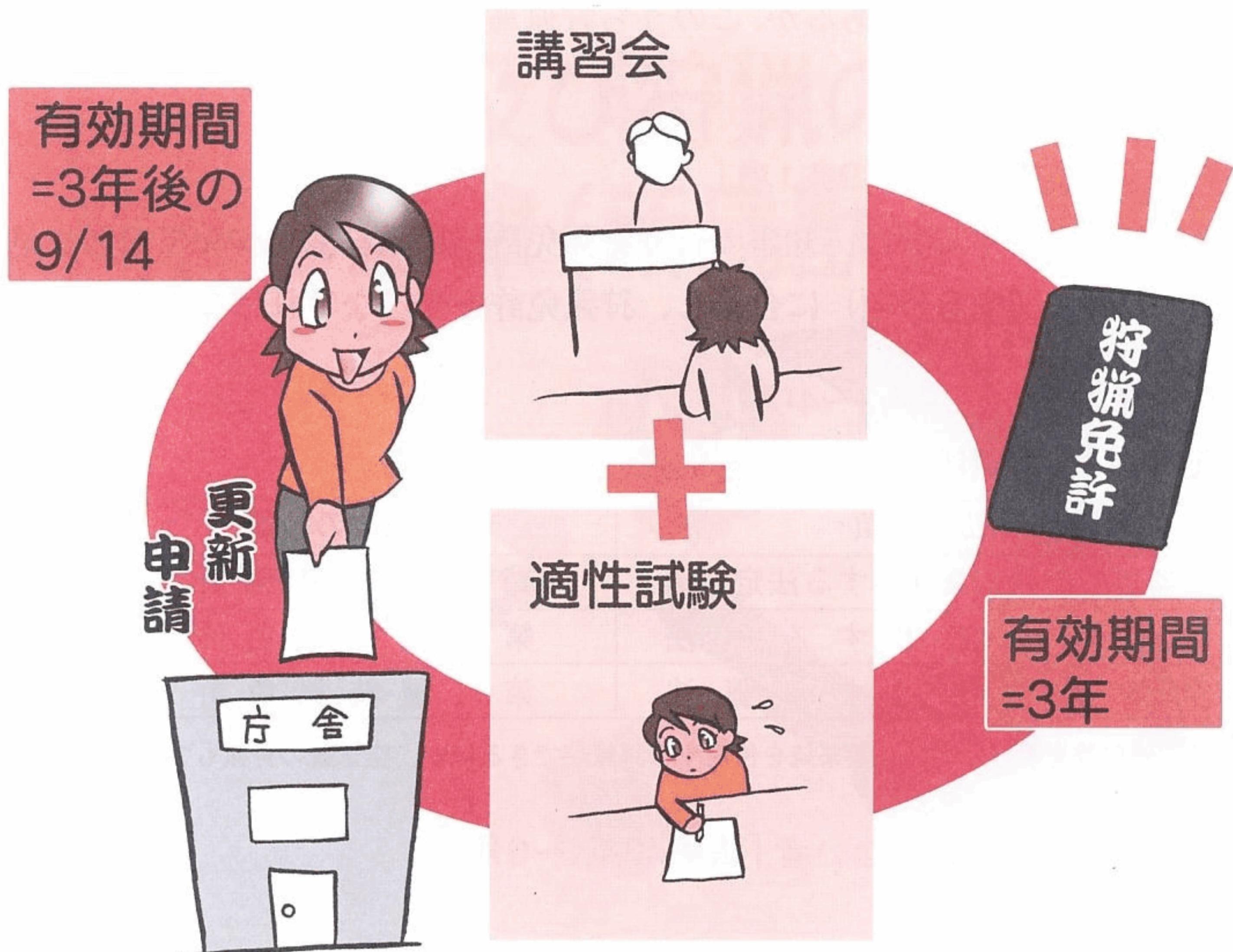
猟法の種類	狩猟免許の種類
銃器以外の猟具を使用する法定猟法	網・わな猟免許
装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許
空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許

第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用する狩猟ができるほか、空気銃の狩猟もできる。

(4) 狩猟免許を受けられない者「法第40条1～6号」

- ① 20歳未満の者
- ② 精神障害または発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行う





ことに支障を及ぼすおそれがある病気として「規則第47条」で定める（統合失調症、そういううつ病、てんかん、てんかん以外に自己の行為の是非を判別し行動する能力を失わせ、または著しく低下させる症状の病気）ものにかかっている者

- ③ 麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤の中毒者
- ④ 自己の行為の是非を判別し、またはその判別に従って行動する能力がなく、または著しく低い者（前記2に該当する者を除く）
- ⑤ 鳥獣保護法令違反で罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ⑥ 狩猟免許を取り消された日から3年を経過しない者

(5) 狩猟免許の有効期間「法第44条1~2項」と更新「法第51条1~4項」

狩猟免許の有効期間は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日までである。狩猟免許の更新を受けようとする者は、知事に申請書を提出し、適性試験を受けなければならない。適性試験の結果、支障がないと認められた者には、満了した翌日（9月15日付）で更新され、新しい狩

猟免状が交付される。鳥獣保護法令違反をしたり適性を欠いたりして狩猟免許の効力の全部または一部が停止されている場合は、更新された狩猟免状にその旨が記載「規則第60条4項」される。

更新された狩猟免許の有効期間は3年である。

更新を受けようとする者は、知事の行う講習ができるだけ受けるよう努めなければならない「法令第51条4項」。

(6) 狩猟免許の取消し・効力停止・失効など

① 狩猟免許の取消し「法第52条1～2項」

狩猟免許を受けた者が、「法第40条1～6号」の2～4項 のいずれかに該当することが判明したとき、または鳥獣保護法令に基づく命令の規定に違反したとき及び狩猟について必要な適性を欠くことが判明したとき、受けている免許の種類の全部または一部を取り消される。

② 効力停止「法第52条2項」

鳥獣保護法令に基づく規定に違反したときまたは狩猟について必要な適性を欠くようになったときは、1年を超えない範囲の期間で、受けている免許の種類の全部または一部の効力を停止される、また狩猟免許が停止されたときは、知事に狩猟免状を提出して、その旨の記載「規則第63条」を受けなければならない。

③ 失効「法第53条」

狩猟免許の更新を受けなかったときは失効する。

④ 狩猟免状の返納「法第54条1～3号」

狩猟免許が取り消されたまたは失効したとき及び免状の再交付受けた後に亡失した免状を発見した場合などは、狩猟免状を知事に返納しなければならない。

(7) 狩猟者登録と有効期間「法第55条1～2項」

狩猟を行おうとする者は、狩猟をする区域を管轄する知事に登録申請書を提出し、狩猟免許の種類、狩猟をする場所、住所、氏名及び生年月日等の登録を受けなければならない。

登録の有効期間は、10月15日から翌年の4月15日（北海道は9月15日から翌年の4月15日）までである。

(8) 狩猟鳥獣の捕獲等「法第11条」と禁止または制限「法第12条」

狩猟期間「規則第9条」と狩猟鳥獣の種類「規則第10条1~2項」は別表の通りである。

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間	
	北海道以外	北海道
カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、オスイタチ、オスチョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ、	11月15日から翌年2月 15日まで 青森、秋田、山形3県内の狩猟鳥に指定 されているカモ類に おいては11月1日から 翌年1月31日まで(獵区 においては、10月15日 から翌年3月15日まで	10月1日から翌年1 月31日まで (獵区においては、9 月15日から翌年2月 末日まで)
〔メスキジ、メスヤマドリ、ウズラの捕獲禁止〕 平成24年9月14日まで(法の施行日から5年間)環境大臣により全国でメスキジ及びメスヤマドリ又ウズラ(放鳥獵区区域を除く)の捕獲が禁止される。		

(9) 狩猟者登録の拒否「法第58条1~3号」と制限「法第59条」

登録を受けようとする者が下記のいずれかに該当するとき、または申請書に虚偽の記載等があったときは、その登録は拒否される。

- ① 狩猟免許を有しない者。
- ② 狩猟免許の効力が停止されている者。
- ③ 損害賠償保険等の要件を備えていない者。

また、知事は鳥獣の生息の状況等を勘案して登録者数の制限をすることができる。

(10) 狩猟者登録証と記章「法第60条」

登録を受けた者には、狩猟者登録証と狩猟者記章が交付される。登録した狩猟免許の種類や狩猟をする場所を変更しようとする「法第61条1~5項」ときは、変更登録を受けなければならない。また、住所、職業、使用猟具等に変更が生じたとき及び登録証や記章を亡失したときは、遅滞なく届け出なければならない。登録証も記章も申請すれば再交付が受けられる。



狩猟をするときは「法第62条1～3項」、狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を衣服または帽子の見やすい場所に着用しなければならない。狩猟中、国または地方公共団体の職員、警察官等から請求があった場合は、狩猟者登録証を提示しなければならない。

(11) 狩猟者登録の抹消「法第63条1～4号」と取り消し「法第64条1～3号」等

狩猟免許の取り消し、効力の停止または失効があれば、知事は登録を抹消しなければならない。また、不正の手段により登録または変更登録を受けたときや、上記の登録を拒否される者のいずれかに該当することとなったときなどは、知事はその登録を取り消したり、6ヶ月を超えない期間を定めてその登録の全てまたは一部の効力を停止することができる。

(12) 狩猟者登録証等の返納「法第65条1～3号」と報告の義務「法第66条」

狩猟期間が満了したときは登録証のみを、登録を抹消されたときは登録証と記章を、該当することになったその日から30日以内に登録知事に返納しなければならない。また、登録証または記章の再交付を受けた後に発見したときは速やかに返納しなければならない。

また、狩猟期間が満了したときは30日以内に狩猟の結果を報告しなければならない。



● 狩猟の適正化「法第35条1項」

知事は銃猟に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、銃猟の禁止区域または制限区域を指定することが出来る。

〈場所的制限〉「規則第7条7項」

(1) 危険予防及び静穏保持のため知事が設けた特定獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域または獵区内では、知事の承認がなければ銃猟はできない。

- ①鳥獣保護区
- ②休猟区
- ③公道
- ④自然公園法での特別保護地区
- ⑤公園
- ⑥自然環境保全法での原生自然環境保全地区



⑦社寺境内

⑧墓地

(2) 狩猟鳥獣の保護のため

- ①鳥獣保護区及び休猟区（3年以内の期間を定めて知事が指定する）での捕獲禁止。
- ②指定猟法禁止区域での指定猟法（鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法）による捕獲禁止。

(3) 第三者の権利保護のため土地所有者からの事前承諾「法第17条」

垣、さく等に囲まれた土地または作物のある土地では、土地の占有者の事前の承諾がなければ捕獲できない。

〈猟法の制限〉

(1) 危険猟法の禁止「法第36条」「規則第45条」

爆発物、劇薬、毒薬の使用及び据銃、陷阱（落とし穴）、危険なわなを使用する危険な猟法。

銃猟の制限「法第38条1～2項」。

- ①銃猟をする場所での日出前及び日没後（全国一律ではない）においては、銃猟をしてはならない。
- ②住居が集合している地域若しくは広場、駅その他多数の者の集合する場所において、または弾丸の到達するおそれのある人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(2) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止猟法(抜粋)「法第12条1項3号」「規則第10条3項」

- ①口径の長さが十番またはこれより口径の長い銃の使用はできない。
- ②飛行中の飛行機、運行中の自動車または5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上からの銃猟はできない。
- ③3発以上の実包を充てんできる弾倉のある散弾銃は使用できない（弾倉2発、薬室1発、計3発はよい）。
- ④装薬銃であるライフル銃が使用できる狩猟鳥獣はヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカでありその他の狩猟鳥獣には使用できない、また口径の長さが5.9mm以下のライフル（装薬）銃は狩猟に使用することはできない。
- ⑤空気散弾銃は使ってはならない。
- ⑥法で定める以外のわなを使用する方法や、つりばり、とりもち、弓矢、かすみ網、キジ笛、又ヤマドリ、キジの狩猟には呼び寄せるための電気音響機器は使用できない。特に、かすみ網は使用禁止猟具と定められ、狩猟目的で所持することも禁止されている。
- ⑦犬に咬みつかせることのみにより捕獲したり、犬に咬みつかせて動きを鈍らせ、法定猟法以外の方法で捕獲することは禁止されている。

● ヤマドリ及び卵の販売禁止「法第23条」「規則第22条」

ヤマドリ（加工食品を含む）は販売が禁止されている。学術研究や養殖などのために販売するときは、知事の許可が必要である。

● 違法捕獲鳥獣の譲渡等の禁止「法第27条」「規則第30条」

違法に捕獲し若しくは輸入した鳥獣は、飼養、譲渡し、譲受け、販売、加工等が全て禁止されている。

●罰則について「法第83条～88条」

法に基づく罰則規定は懲役刑から罰金刑及び狩猟免許の取り消し等規定されている主なものは下記のとおりである。

- ① 知事の狩猟登録を受けないで狩猟をした者「法第83条1項5号」。
- ② 狩猟者登録証を貸して使用させた者または借りて使用した者「法第84条1項2～3号」。
- ③ 狩猟免許に記載された住所、氏名等の変更を遅滞なく管轄知事に届出を出さないまたは、虚偽の届出を出した者「法第86条5号」。
- ④ 狩猟者記章を着用しないで狩猟をした者「法第62条2項」。

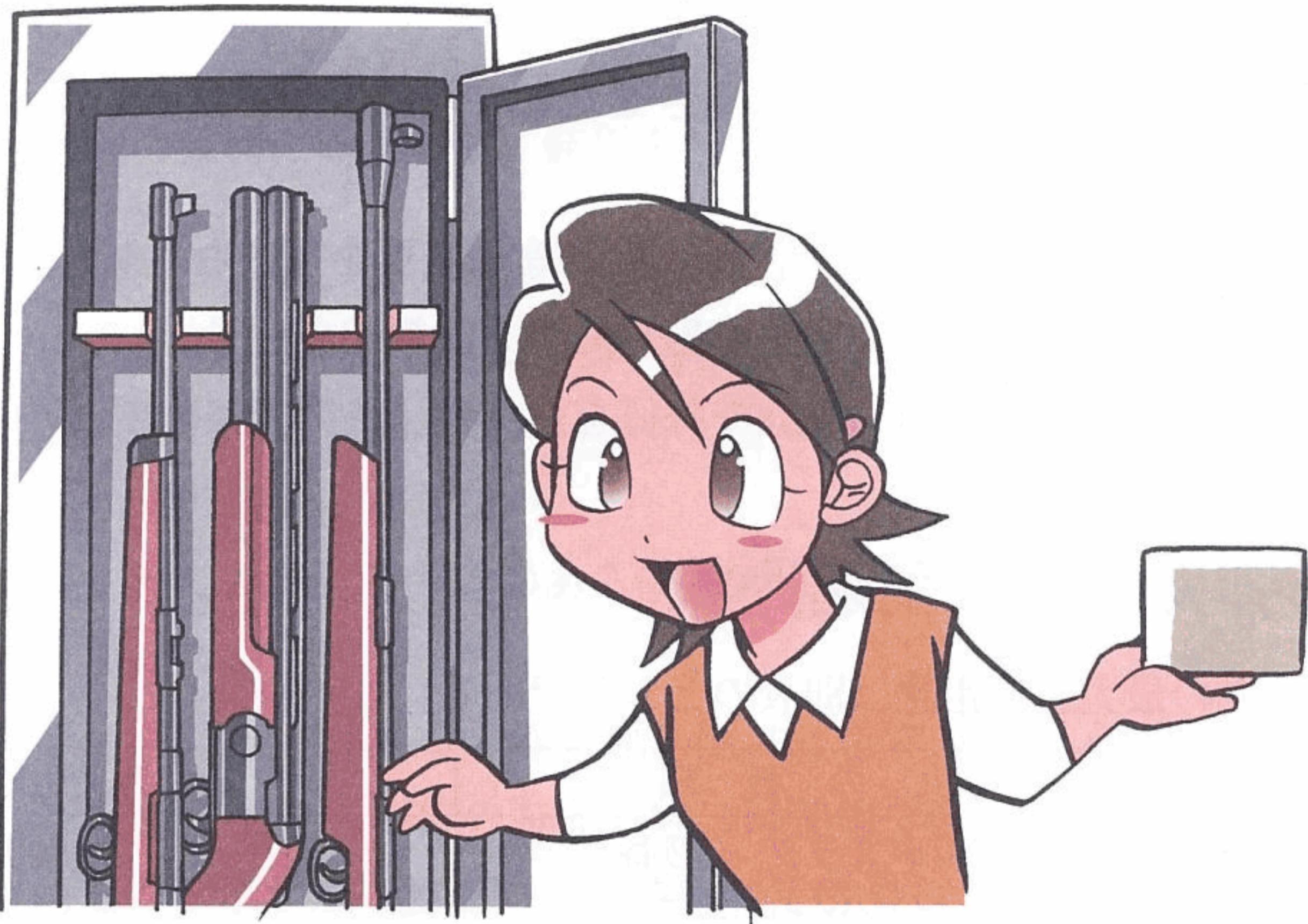
●弾丸の最大到達距離

弾丸の最大到達距離は別表のとおりである。

	弾 丸 の 種 類	最大到達距離 (m)
散 弾	ライフルドスラグ (12番)	約 700
	ゼロゼロバック (8.6mm)	約 515
	B B (4.5 ハイ)	約 340
	1 号 (4.0 ハイ)	約 315
	2 号 (3.75 ハイ)	約 300
	3 号 (3.5 ハイ)	約 290
	4 号 (3.25 ハイ)	約 275
	5 号 (3.0 ハイ)	約 265
	6 号 (2.75 ハイ)	約 250
	7 号 (2.5 ハイ)	約 240
ライ フル 弾	7 1/2 号 (2.41 ハイ)	約 235
	8 号 (2.25 ハイ)	約 225
	9 号 (2.0 ハイ)	約 210
空 銃 気 弾	10 号 (1.75 ハイ)	約 195
	.22 ロングライフル	約 1,600
	.30 カービン	約 2,200
	.30径ライフル	約 3,200～4,000
空 銃 気 弾	4.5～6.35mm	約 310～400

最大到達距離は、銃身の長短、絞りの強弱、火薬の種類と量、弾頭又は散弾重量、風向、湿度、気温などの条件により異なるので、獵用標準実包を獵用の標準的な銃から発射した場合を示した。

銃を所持する者の一般心得



●携帯・運搬の一般準則

猟銃・空気銃の許可を受けた者でも、正当な理由がなければ猟銃・空気銃を持ち運んではならない。「狩猟」「有害鳥獣捕獲」「標的射撃」のいずれかの用途のためでかける場合のほか、修理のため銃砲店へ持参する場合、保管業者へ保管委託のため持参する場合、転居の場合等は正当と認められる。

また銃は見る人にある種の不安感を与えやすいので、携帯・運搬の場合には外部から見えないようにするよう義務づけられている。「猟場」あるいは「指定射撃場」に着いて使用を開始する直前までは銃袋に入れるか、適当な容器に入れておくよう配慮しなければならない。

勿論、携帯、運搬する場合には所持許可証を携帯しなければならないし、狩猟又は有害鳥獣捕獲の場合は、登録証あるいは鳥獣捕獲許可証を携帯しなければならない。

●使用についての一般準則

(1) 使用してもよい場所や時期を念頭に入れておくこと

- ①自分の所持する銃はどの射撃場で撃てるか。空気銃射撃場ではライフル銃や散弾銃を撃つことはできないし、散弾銃のみの指定を受けている射撃場ではライフル銃を撃つことはできない。それぞれの射撃場は公安委員会が指定した種類の銃砲しか使用できないので注意すること。射撃場ごとに発射できる弾の号数も指定されている。
- ②猟場では、銃猟について、場所、時間、等細かく規制されているので、あらかじめ充分承知しておくことが必要である。
- ③猟場であっても、まわりの人々に常に気をつけ、少しでも人に危害を与えるおそれのある場合は、近くに獲物がいても撃ってはならない。また獲物であるかどうか十分確認できるまで発射してはならない。獲物だと思って同僚ハンターを撃った例が多発している。

(2) 銃の機能が完全か安全点検をすること

銃の機能が不確実であったため発射と同時に銃がこわれて怪我をする事故がある。引金機構や機関部の接合部分、先台のゆるみなど頻繁に点検するほか、安全装置に過度の信頼をおかないこと。安全装置は引き金を動かさないだけのものであり、銃に強い衝撃を与えると、撃鉄のかかりがはずれ暴発するおそれのあることを知っておかなければならない。

また木の葉や雪片が銃身内に入っているのに気づかずに発射すると、銃身破裂をおこすおそれのあることも知っておき、常に安全点検をくり返すこと。

(3) 銃を手にしたらまず弾が入っていないか確認すること

銃を手にしたり、又は手から離す場合、必ず弾が装てんされていないことを確認する習慣を身につけること。

銃袋や銃架からとり出した直後、競技のひとくぎりに銃架に置くとき、狩猟の休憩のとき、また射台から離れるときなど常に残弾の有無を確認しなければならない。まさか弾が入っているとは思わなかったという事故が発生している。

(4) 銃口は、絶対に人の方向に向けないこと

いかなる場合でも銃口を絶対に人のいる方向に向けてはならない。弾の装てん



の有無にかかわらずこれは安全な取扱いについての鉄則である。

(5) 発射する場合以外は用心金の中に指を入れないこと

射撃姿勢をとった後、いよいよ発射というときまで引き金に指をかけない習慣を身につけること。

(6) 銃架に置くときは機関部を開放すること

射撃場で射撃の合間に銃架に置くとき、射撃場内を持ち歩くときなど銃に弾を装てんしていないことを誰が見てもわかるようにするため、元折銃は銃を折り、自動銃は遊底を開き、機関部を開放しておくこと。

(7) 発射の必要なときまで実包を装てんしないこと

猟場では獲物が飛び出す状態になるまで実包を装てんしないこと。また射撃場

では射台（射座）に立つまで実包を装てんしないこと。

(8) 発射の必要がなくなったとき必ず脱包すること

射撃を中止にしたときはその都度、直ちに脱包すること。猟場を移動するときも僅かな距離でも脱包して移動すること。

(9) 不発弾を慎重に取り扱うこと

不発のときは遅発のおそれもあるので、暫くそのままにしていること。また不発弾をその場に投げ捨てずに適切に処置すること。

(10) 跳弾になるものに向けて発射しないこと

水面、竹林、石など跳弾となる可能性のあるものに向かって発射してはならない。予測のつかない被害があるので、十分注意すること。

(11) 適切な弾を選ぶこと

小さな獲物に大きな弾を選ぶと獲物が台なしになるばかりか危険も伴う。逆に大きな獲物に威力の弱い弾を使うと傷をつけるだけである。射撃場においても競技種目にあった適切な弾を選ぶ必要がある。

●事故防止について

(1) 自分に適した銃を選ぶこと

銃床は、長過ぎても短か過ぎてもいけないし、銃床の握りも自分に合ったものでなければならない。初心者は反動の少ないものを選ぶべきであり、射撃用と狩猟用でも違っているので、用途及び自分に適した銃を選ばなくてはならない。

(2) 自分の銃に慣れること

銃を持つ者は銃が自分の手足のように使いこなせるように、よく射撃場で練習をして、よく慣れておく必要がある。毎狩猟期に1～2度出かけるほかは1年中銃をガンロッカーに入れっ放しでは安全な取扱いができるか、疑問である。

猟期前には必ず射撃場で実射を行って、正しい取扱い、安全な取扱いを身につけるべきである。